



物価高騰対策臨時支援事業 を実施します

町は、物価高騰による家計の負担を軽減する経済対策の一環として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策臨時支援事業を実施します。

水道料金（基本料金）の免除

◇免除期間

7 か月分（令和8年3月～9月検針分）

◇免除の内容

簡易水道、営農用水道および専用水道の基本料金が免除となります。

※免除の額は、料金表の基本料金部分のみ
※超過料金や下水道使用料は免除の対象となりません。

※減免される水道料金

	基本料金（1 か月）	
	使用水量	料金（税抜き）
一般用	8 m ³ まで	1,686円
営業用	10 m ³ まで	2,239円
事業用	20 m ³ まで	2,800円
団体用	50 m ³ まで	4,667円

◇免除の対象者

町内で簡易水道、営農用水道および専用水道を使用しているすべての契約者（官公庁を除く）で3月検針日から9月検針日までの間に使用中のものが対象です。

◇免除期間中の料金請求

免除期間中に水道料金を現金で支払いしている方で使用水量が基本量以下の場合、料金が発生しないため納付書が発行されません。

※下水道料金のみ納付書が発行される場合がありますのでご注意ください。

※今回の免除について申請や申し込みの手続きは不要です。

◇問い合わせ

役場建設課上下水道担当
☎27-2141（内線223）

井戸水等の利用に給付金

◇対象期間

7 か月（令和8年3月～9月）

※水道料金の減免（基本料金の免除）を受けた期間は対象外

◇対象者

次のすべての項目に該当する方が対象となります。

- ・町内に住所を有する世帯主であること
- ・井戸水等を飲用に利用していること

◇給付金額

月額1,854円に井戸水等を利用した月数を乗じた額

◇申請方法

申請書に必要事項を記入して役場へ持参もしくは郵送で提出してください。申請書は役場に備えてあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

◇支給時期

支給時期は令和8年4月以降となります。
※複数月分をまとめて申請可能です。

◇申請・問い合わせ

役場総務課企画財政室
☎27-2141（内線215）